

件 名	健康福祉プラザの管理運営計画（案）について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過】 ○ 障害者を中心とした健康福祉施策の再構築（平成 1 6 年度） ○ （仮称）健康福祉プラザ基本構想の策定（平成 1 7 年度） ○ 第 3 次障害者長期計画の策定（平成 1 7 年度） 【現状】 ○ 本体設計（平成 2 1 年 1 0 月完了）、既設建物解体工事（平成 2 2 年 3 月完了予定） ○ 平成 2 0 年 6 月に関係団体や有識者等からなる「健康福祉プラザ運営懇話会」を設置し、施設配置、実施事業、管理運営体制等について意見を聴取し、平成 2 1 年 1 2 月に「（仮称）健康福祉プラザ管理運営計画書」を策定予定 【課題】 ○ 各機関の専門性やサービス水準の確保 ○ 効果的かつ効率的な施設管理運営体制の構築 ○ 施設の維持管理コストの縮減
対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）	【対応方針】 ○ 第 3 次障害者長期計画の基本理念である「障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会」の実現をめざし、（仮称）健康福祉プラザを整備する。 1．施設構成 （1）健康福祉センター 市民交流センター、総合相談情報センター、視覚・聴覚障害者センター、生活リハビリテーションセンター、スポーツセンター、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、難病患者支援センター （2）重症心身障害者（児）支援センター 重症心身障害者（児）施設・通所施設 （3）行政機関（障害者更生相談所、こころの健康センター、子ども相談所） 2．管理運営体制 健康福祉プラザを構成する健康福祉センターと重症心身障害者（児）支援センターの 2 施設に分けて、指定管理者制度を導入し、指定管理者を公募。（行政機関は直営） 指定管理者の選定、施設の管理運営手法を明確にするなかで、施設の運営経費の縮減を図る。 3．指定管理者の要件 （1）健康福祉センター 健康福祉センターと同種施設の運営やその他社会福祉事業に関して実績を有する社会福祉法人等 （2）重症心身障害者（児）支援センター 重症心身障害医療や療育に精通した同種施設の運営実績を有する社会福祉法人等 【今後の取組及びスケジュール】 平成 2 1 年 1 1 月 （仮称）健康福祉プラザ管理運営計画書案のパブリックコメント 平成 2 1 年 1 2 月 （仮称）健康福祉プラザ管理運営計画書の策定 平成 2 2 年 3 月 建設工事議会上程、施設設置条例議会上程 平成 2 2 年 4 月 建設工事の着工、指定管理者の公募 平成 2 2 年 9 月 指定管理者の指定
効 果 の 想 定	健康福祉プラザを拠点とした障害福祉施策の効果的な推進を図ることができる。
関 係 局 と の 政 策 連 携	子ども青少年局、建築都市局、市立堺病院、市民人権局